

報 道 資 料

発表日：平成 29 年 9 月 12 日

担 当： 地域振興部観光局観光プロモーション課

課長補佐 松本 美保

TEL0742-27-8479

奈良県東京事務所(奈良まほろば館)

副所長 葛本 雅則

TEL03-3516-3931

～奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定締結記念イベント～ 北海道新十津川町・奈良県十津川村ものがたり展の開催

奈良県と奈良県十津川村及び北海道新十津川町の三者は、本年 8 月 21 日『奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定』を締結し、特産品の販売と情報発信について協力して取り組んでいくこととしております。

この連携協定締結を受け、首都圏における奈良県の情報発信拠点「奈良まほろば館（東京都中央区日本橋室町）」において、標記イベントを下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

記

- 1 開催期間 平成 29 年 9 月 19 日(火)～9 月 29 日(金)
- 2 開催時間 10:30～19:00
- 3 開催場所 奈良まほろば館
東京都中央区日本橋室町 1-6-2(東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅下車 A 1 出口上がってすぐ)
TEL03-3516-3931
- 4 開催概要 (1) パネル展 9 月 19 日(火)～9 月 29 日(金)
 - ・新十津川町、十津川村の観光パネル展示
 - ・新十津川町、十津川村のゆかりや歴史のパネル展示(2) 物産 ※各日 11:00～(なくなり次第終了)
 - ①9 月 24 日(日)
 - ・新十津川町産日本酒の試飲とミニトマトの試食、配付
 - ②9 月 29 日(金)
 - ・新十津川町産新米(ゆめぴりか)の配付

奈良県十津川村と北海道新十津川町との交流の歴史 (別紙 1) 参照

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定書 (別紙 2) 参照

奈良県十津川村と北海道新十津川町

1889年(明治22年)8月、奈良県吉野郡一帯をとてつもない豪雨が襲いました。

吉野郡内にある十津川郷でも大水害が発生し、死者168人、全壊・流出家屋426戸、耕地の埋没流失226ha、山林の被害も甚大で、生活の基盤を失った者は約3000人にのぼるといふ壊滅的な被害を受けました。

生活再建のため、移住が話し合われ、600戸、2489人が新たな生活地を求めて、北海道への移住を決断しました。

「必ずや第2の郷土を建設する」と固い意図を胸に秘め、1890年(明治23年)に新十津川が開村となりました。

稲作に力を注ぎ、道内初の酒造法人「新十津川酒造株式会社」が設立されました。冷害と凶作、そして戦争という厳しい時代を乗り越え、昭和32年1月、念願の町制施行を実現するまでになりました。

<以上新十津川町ホームページより抜粋>

現在でも北海道新十津川町は、奈良県十津川村を「母村」と呼び、深い交流が続いており、両町村の町章・村章も同じものを使用しています。

奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定書

明治22年に十津川村を襲った大水害は、十津川村内で死者168名、流失・全壊戸数426戸を数える未曾有の大惨禍をもたらし、村民2,489名は新天地北海道トック原野に活路を求め、極寒の地を切り開き、新十津川村を建設した。

以来、十津川村と新十津川村（昭和32年に町制施行）は、128年の長きにわたり交流を続けてきた。

この縁を大切にし、更なる友好・交流を深めるため、奈良県（以下「甲」という。）、十津川村（以下「乙」という。）及び新十津川町（以下「丙」という。）の三者は、連携と協力に関する協定を締結し、協働した取組みを推進する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に情報と意見の交換を行い、それぞれの特産品の宣伝販売や観光情報の発信等、協働による取組みを推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の取組みを推進するため以下の事業を行う。

- (1) 甲及び乙は、奈良県内の施設及び奈良まほろば館等での丙の特産品の販売、情報発信に協力する。
- (2) 丙は、新十津川町内の施設及び関係施設等での甲乙の特産品の販売、情報発信に協力する。
- (3) 甲、乙及び丙の管理する施設において、それぞれの観光情報の発信に協力する。

（個別の協議）

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる個別の事業の実施にあたっては、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

(協定の変更)

第4条 甲、乙及び丙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、協働による取組みに当たって知り得た情報を、承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年8月21日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事

乙 奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1
十津川村長

丙 北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
新十津川町長